様式１

岡山県立都市公園施設命名権取得申込書

（岡山県総合グラウンド体育館）

令和　　年　　月　　日

岡山県知事　伊原木 隆 太　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法 人 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名 ○

　　岡山県総合グラウンド体育館命名権者募集要項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

　　なお、当社は、岡山県広告取扱基準第３（裏面参照）に規定する規制業種又は事業者に該当しないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 愛　　　　　　　称 |  |
| 上記愛称とした理由 |  |
| 命名権料 |  　　 円／年（消費税別途） |
| 契　 約　 期　 間 |  年 |

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 業　　　 　　　種 |  |
| 業務内容　　 |  |
| 連絡先　 | 担　当　者 |  |
| 部署・役職 |  |
| 電　　　話 |  |
| Ｆ　Ａ　Ｘ |  |
| E-mail　 |  |

※こちらに記載いただいた連絡先については、命名権者に決定した際、報道各社への配布資料に「問い合わせ先」として記載いたしますのでご了承ください。

　　（参考）

岡山県広告取扱基準（平成21年10月1日施行）（抄）

第１　趣旨

　　岡山県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項の規定に基づき、広告掲載等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第２　個別の基準

　　この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載等に係る個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

第３　規制業種又は事業者

　　次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載等しない。

　　なお、広告の掲載等を開始した後において、これらの業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

（１）法令等に違反するもの

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が関与すると認められるもの

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業等に該当するもの

（４）貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条に規定する貸金業に該当するもの

（５）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

（６）広告の掲載等を開始する日において、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

（７）広告の掲載等を開始する日において、違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの

（８）広告の掲載等を開始する日前６月以内に、県の指名停止措置を受けた事業者又は資格停止措置を受けているもの

（９）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による再生又は更生手続中のもの

（10）自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜しているもの

（11）県税及び市町村税を完納していないもの

（12）その他県有資産等を広告媒体として使用する業種又は事業者として適当でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

　　ア　調査会社、探偵事務所等に関するもの

　　イ　銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

　　ウ　割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号）第１１条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）

　　エ　特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条第１項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第５１条第１項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの

　　オ　たばこに関するもの

　　カ　私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

　　キ　債権取立て、示談引受け等に関するもの

　　ク　占い、運勢判断等に関するもの

（13）要綱第９条に規定する審査機関において適当でないと認められたもの